

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年4月9日

今治市長 徳永 繁 樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市持続可能な都市モビリティ計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本市においては、人口減少や少子高齢化の進行等により、従来の交通手段だけでは人の移動を十分に支えることが困難な状況となっています。こうした状況を踏まえ、徒歩、自転車、自動車、公共交通、さらには新たなモビリティ等を含めた多様な移動手段を包括的に考慮し、まち全体として人の移動を支える方向性を示すことが求められています。

本業務は、幅広い市民参画のもと、あらゆる人の移動手段を対象に、まち全体の移動の将来ビジョンを描く「今治市持続可能な都市モビリティ計画」を策定することを目的とします。

(3) 業務内容

別紙「今治市持続可能な都市モビリティ計画策定業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

2 見積限度額

¥18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とします。

- (1) 単独の法人（以下「単独事業者」という。）が参加する場合の要件
- ア 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
 - イ 令和3年度以降に日本国内での同種・類似業務^(注1)の実績を1件以上有すること。
- (2) 複数法人の共同体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合の要件
- ア コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは、代表事業者が行うこと。
 - イ 構成事業者のうち少なくとも1者が、国土交通省の建設コンサルタント登録規定に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
 - ウ 構成事業者のうち1者以上が、令和3年度以降に日本国内での同種・類似業務^(注1)の実績を1件以上有すること。
 - エ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
 - オ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - カ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
- (3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
 - エ 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
 - オ 市税等において未納がない者
- （注1）同種業務：都市・地域総合交通戦略を策定した業務
類似業務：都市交通マスタープランを策定した業務

5 担当部署

今治市役所

建設部 都市政策局 都市政策課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

T E L : 0898-36-1550

E-MAIL : tosisei@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和8年4月9日(木)から令和8年4月28日(火)午後5時15分まで

(2) 配布場所

今治市役所都市政策課のホームページ

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/tosisei/>

(3) 配布方法

前記(2)のホームページからダウンロード

8 参加表明

(1) 提出期間

令和8年4月9日(木)から令和8年4月28日(火)午後5時15分まで(必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1-1号又は様式第1-2号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ コンソーシアム構成表(様式第3号)(注2)

エ コンソーシアム協定書の写し(注2)

オ 実績調書(様式第4号)

カ 今治市税完納証明書(原本)(注3・4)

キ 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)(注4)

ク 登記事項証明書(原本)(注4)

ケ 印鑑登録証明書(原本)(注4)

(注2) コンソーシアムの場合に提出

(注3) 市内業者・市外業者にかかわらず、今治市に納付すべき市税がある事業者のみ提出してください。今治市に納付すべき市税がない事業者の方は提出不要です。

(注4) 参加表明時点で今治市競争入札参加者資格を有している者は、カ～ケの書類は提出不要です。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知書の受領後から令和8年5月20日（水）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第6号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（様式第7号）
- エ 参考見積明細書（任意様式）
- オ 業務実施予定体制（様式第8号）

(4) 提出部数

- ア 正本1部
- イ 副本9部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

10 選定方法

選定は、今治市持続可能な都市モビリティ計画策定業務委託プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 日時

令和8年5月22日（金）（予定）

イ 評価、選定方法

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による選定を実施することがあります。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

ア 日時

令和8年5月29日（金）（予定）

イ 実施方法

- ・プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分とします。
- ・プレゼンテーションは非公開とします。
- ・プレゼンテーションはパソコン等を使用して、企画提案書を大型ディスプレイに投影して説明することも可能です。大型モニター及びHDMIケーブルは事務局で用意しますが、その他の必要機材は参加者側でご用意ください。
- ・プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書で行い、提出していない新たな資料を用いることはできません。
- ・プレゼンテーションの参加者は3名までとします。
- ・プレゼンテーション開始時刻までに出席のない場合は、原則、辞退したものとみなします。ただし、予見しがたい天災や事故等があった場合においてのみ、別の日程に調整するなどの対応を検討します。緊急の場合は、担当部署（0898-36-1550）に連絡してください。

ウ 評価、選定方法

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」に示す企画提案力評価が高い参加者を上位とします。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

- (3) 参加者が1者の場合は、今治市持続可能な都市モビリティ計画策定業務委託プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

(1) 第1次審査

選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定された者のみ、第2次審査の詳細について併せて通知します。

(2) 第2次審査

選定結果を電子メールにより第2次審査の参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留

意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て参加者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。

(3) 本業務は、国の補助金の採択を条件として実施するものです。そのため、本業務の契約締結は、補助金の交付決定後に行います。なお、補助金の内示又は交付決定が得られない場合は、本公募を中止又は選定結果を無効とすることがあります。